

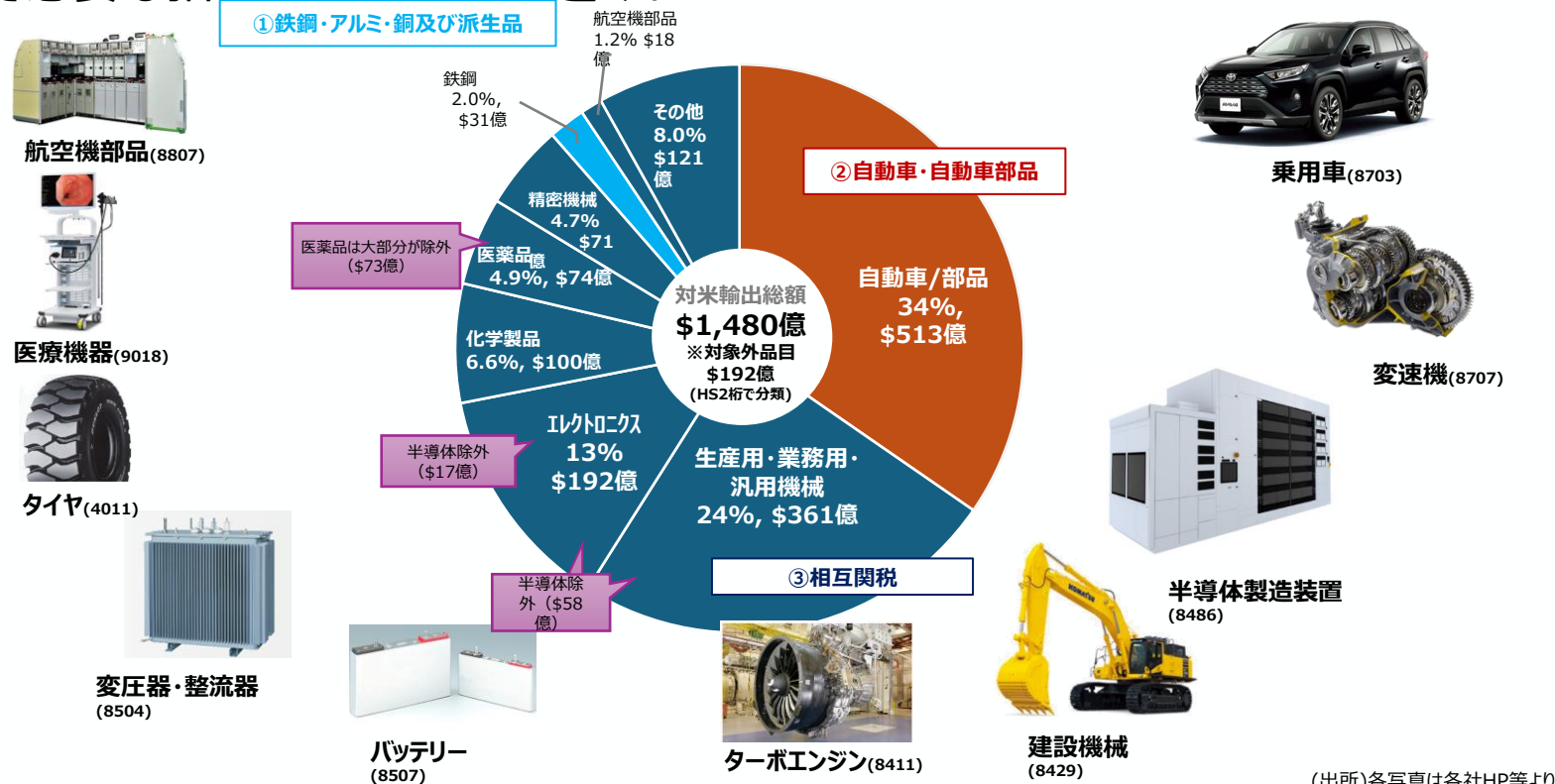
米国関税措置の概要と対応について

2025年8月27日

経済産業省中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局

米国の日本からの輸入品目と追加関税賦課状況

- 米国政府は、①鉄鋼・アルミ・銅及び派生品、②自動車及び自動車部品への関税、③相互関税を発動。
- 相互関税除外品は、今後、個別に関税措置される可能性（半導体、医薬品等）。
- 日米両国は、米国の関税措置への対応について7月23日に合意。今後、米側において必要な措置がとられる見込み。



※米国輸入統計(2024)HS 2 桁で経産省作成。() 内はHS 4 桁。自動車部品及び鉄鋼・アルミ・銅派生品への関税は他分類品目も一部対象である点、相互関税に除外品目がある点を考慮してない。
 ※木材(3/1～)、中・大型トラック(4/22～)、重要鉱物(4/22～)、航空機・航空機部品(5/1～)、ポリシリコン (7/1～)、ドローン (7/1～) について232 条調査が進行中

米国の関税措置に関する日米協議：日米間の合意(概要)

(米国の関税措置の見直し)

- **相互関税 15%** ※8月7日～発動

(注1) 関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。

- **自動車・自動車部品関税 15%** ※発動日未確定

(注2) 15% = 元の税率2.5% + 自動車の追加関税12.5% (25%→12.5%に半減)

⇒ 米国に対して、今般の合意内容の着実な実施を求めていく

- **半導体・医薬品関税** 仮に関税が課される場合も**他国に劣後する形で扱わない**

(貿易の拡大)

- **農産品を含め、日本側の関税引下げは含まれていない**

- バイオエタノール、大豆、トウモロコシ及び肥料等を含む米国農産品、及び半導体、航空機等の米国製品の購入の拡大。
- ミニマムアクセス米制度の枠内で、日本国内のコメの需給状況等も勘案しつつ、必要なコメの調達を確保。
- LNG等米国産エネルギーの安定的及び長期的な購入。アラスカLNGプロジェクトに関する検討。

赤澤経済再生担当大臣の訪米（8月5日～8月9日）

- 赤澤経済再生担当大臣は、8月6日11時から約90分間、8月7日10時30分から約180分間、ラトニック米国商務長官と協議を行った。また、8月7日16時15分から約30分間、ベッセント米国財務長官と協議を行った（時間付けは全て現地時間）。

- 日米件の合意の内容を改めて確認し、その誠実かつ速やかな実施が重要であることを確認。
- 相互関税に関する大統領令の適用が開始されたが、過去一貫して、相互関税に係る合意の内容についての日米間の認識に齟齬はない（既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される）。この点について米側閣僚との間で改めて確認。
- 相互関税に関する大統領令を発出する際の米側内部の事務処理にあたって、日米間の合意に沿っていない内容の大統領令が発出され、適用が開始されたことは極めて遺憾。米側閣僚からも、今回の米側の手続きは遺憾であったとの認識の表明があった。
- 米側から、今後適時に大統領令を修正する措置をとること、及び、その際には8月7以降に徴収される相互関税のうち、日米間の合意の内容を上回る部分について、8月7日に遡って払い戻すこと（遡及効）としたいとの説明があった。
- 米側が、相互関税に関する大統領令を修正する措置をとるのと同じタイミングで、自動車・自動車部品関税を引き下げる大統領令を発出することも確認。

“ワンストップ窓口”となる特設サイトの開設

- 4/11、**米国関税措置の情報を集約した“ワンストップ窓口”**となる特設サイトを経産省HPに開設。
- **全国の相談窓口の役割分担や基礎的Q&A**を掲載。また、特に**ニーズの高い詳細な関税情報はJETROのHPに集約し、特設サイトと連携。**
- 今後、窓口相談に寄せられた**相談内容も踏まえて特設サイトの掲載内容を充実させるとともに、窓口へフィードバックし、情報を全国へ展開。**



[申請・お問合せ](#)
[English](#)
[サイトマップ](#)
[本文へ](#)
[文字サイズ変更](#)
[アクセシビリティ 関税支援ツール](#)

[ニュースリリース](#)
[会見・談話](#)
[審議会・研究会](#)
[統計](#)
[政策について](#)
[経済産業省について](#)

[ホーム](#) ▶ [米国関税対策ワンストップポータル](#)

米国関税対策ワンストップポータル



資金繰り どうしよう？

自社への影響は？

[米国関税情報](#)
[相談窓口のご案内](#)
[支援策の概要](#)
[政府の対応・関連情報](#)
[よくある質問](#)

米国関税について知りたい。将来の資金繰りが心配。

本サイトでは米国関税の影響が懸念される事業者の皆様に対するお悩み別の相談窓口先や支援策、その他関連サイトをワンストップでご案内します。

[▶ 関税措置内容に関するお問合せ（24時間オンライン受付）](#)

※順次回答します

[▶ 資金繰りに関するお問合せ（地域別窓口一覧及び営業時間外オンライン窓口）](#)

新着・注目情報

2025年8月4日 [お知らせ](#) [米国の日本からの輸入品目と追加関税発注状況（8月4日時点）を掲載しました](#)

2025年8月1日 [お知らせ](#) [「米国関税措置を受けた緊急パッケージ」における支援・取組を追記しました](#)

米国関税対策相談窓口一覧

◀ 米国関税対策ワンストップポータルトップページ

【窓口営業時間】9:30～12:00/13:00～17:00（土日・祝日を除く）

関税措置の内容について知りたい
（適用税率・輸出入手続き等）

資金繰りに関して相談したい

海外日系会社向け運転資金の調達支援（融資保険）や
関税措置に対する輸出保険の取扱いについて知りたい

経営一般について相談したい

自動車部品サプライヤーの事業転換について支援してほしい
（ミカタブプロジェクト）

その他ご不明な点についての問い合わせ

関税措置の内容について知りたい（適用税率・輸出入手続き等）

※日本国外に所在の事業者様向けには、在外の各国JETRO事務所に相談窓口を設置しています。

国内外のネットワーク 日本貿易振興機構（JETRO）

都道府県	機関名	支店名/課名	連絡先
北海道	JETRO北海道		011-261-7434
青森県	JETRO青森		017-734-2575
岩手県	JETRO岩手		019-651-2359
宮城県	JETRO仙台		022-223-7484
秋田県	JETRO秋田		018-865-8062
山形県	JETRO山形		023-622-8225
福島県	JETRO福島		024-947-9800
茨城県	JETRO茨城		029-300-2337
栃木県	JETRO栃木		028-670-2366

米国関税措置に伴う相談窓口（富山県）

都道府県	機関名	支店名		連絡先
富山県	日本政策金融公庫	富山支店	中小企業事業	076-442-2483
富山県	日本政策金融公庫	富山支店	国民生活事業	0570-044686
富山県	日本政策金融公庫	高岡支店	国民生活事業	0570-045028
富山県	商工中金	富山支店		076-444-5121
富山県	商工中金	高岡支店		0766-25-5431
富山県	富山県信用保証協会			076-423-3171
富山県	富山商工会議所			076-423-1111
富山県	高岡商工会議所			0766-23-5000
富山県	氷見商工会議所			0766-74-1200
富山県	射水商工会議所			0766-84-5110
富山県	魚津商工会議所			0765-22-1200
富山県	砺波商工会議所			0763-33-2109
富山県	滑川商工会議所			076-475-0321
富山県	黒部商工会議所			0765-52-0242
富山県	富山県商工会連合会			076-441-2716
富山県	富山県中小企業団体中央会			076-424-3686
富山県	富山県よろず支援拠点			076-444-5605
富山県	全国商店街振興組合連合会			03-3353-9300
富山県	ジェトロ富山			076-444-7901
	中部経済産業局 産業部産業振興課			052-951-0544
	中小機構 北陸本部 企業支援部 企業支援課			076-223-5546
	(株)日本貿易保険 本店			0120-671-094

参 考

第二次トランプ政権下での主要な関税措置（8月12日以降）

＜国・地域別関税＞ 根拠法：IEEPA(国際緊急経済権限法)

相互関税	7月31日に公表された 新たな相互関税率 （14ページ参照）を適用 ・ 日本については、MFN税率を含み 15% （ただし、 15%を超えるものはMFN税率 ）で合意
対中国	追加関税率：30% （移民・薬物による追加関税20%＋相互関税10%） →（ 11月10日から ） 相互関税の国別上乗せ関税（24%）を追加、計54%
対カナダ	移民・薬物による 追加関税率：35% （USMCA適合品は免除）
対メキシコ	移民・薬物による 追加関税率：25% （USMCA適合品は免除） ・ 8月1日から90日間、追加関税の30%への引き上げを延期中
対ブラジル	追加関税率：50% （対ブラジル関税40%＋相互関税10%）
対インド	追加関税率：25% →（ 8月27日から ） ロシア産石油の輸入に関する関税（25%）を追加、計50%

＜分野別関税＞ 根拠法：通商拡大法232条

鉄鋼・アルミ・銅	追加関税率：50% （派生品については含有分に対して課税）
自動車・自動車部品	追加関税率：25% ・ メキシコ、カナダ からのUSMCA適合 自動車 は非米国部分のみ課税、同適合 自動車部品 は現在無税 ・ 英国 は年間10万台までMFN込みで10%、以降25%。 ・ 日本・EU・韓国 については、 MFN税率を含み15% で合意
半導体・医薬品	232条調査を実施中 ・ 日本は、仮に分野別関税が課される場合も他国に劣後する形で扱わないことで合意
その他	木材、中・大型トラック、重要鉱物、航空機・航空機部品、ポリシリコン、ドローン、風力タービン・部品について232条調査を実施中

※相互関税は、分野別関税が適用されている品目、今後適用の可能性のある品目（半導体・医薬品等）等には課されない。

※中国に対する移民・薬物による追加関税は、分野別関税の対象品目にも課される。

※カナダ、メキシコに対する移民・薬物による追加関税は、自動車・自動車部品関税、鉄鋼・アルミ関税の対象品目には課されない。

※対ブラジル関税は、分野別関税の対象品目には課されない。

相互関税率の改定（8月7日～）

※7月31日公表の大統領令から作成

国・地域	関税率	国・地域	関税率	国・地域	関税率
アフガニスタン	+15%	アイスランド	+15%	ナイジェリア	+15%
アルジェリア	+30%	インド	+25%	北マケドニア	+15%
アンゴラ	+15%	インドネシア	+19%	ノルウェー	+15%
バングラデシュ	+20%	イラク	+35%	パキスタン	+19%
ボリビア	+15%	イスラエル	+15%	パプアニューギニア	+15%
ボスニアヘルツェゴビナ	+30%	日本	+15%	フィリピン	+19%
ボツワナ	+15%	ヨルダン	+15%	セルビア	+35%
ブラジル	+10%	カザフスタン	+25%	南アフリカ	+30%
ブルネイ	+25%	ラオス	+40%	韓国	+15%
カンボジア	+19%	レソト	+15%	スリランカ	+20%
カメルーン	+15%	リビア	+30%	スイス	+39%
チャド	+15%	リヒテンシュタイン	+15%	シリア	+41%
コスタリカ	+15%	マダガスカル	+15%	台湾	+20%
コートジボワール	+15%	マラウイ	+15%	タイ	+36%
コンゴ民主共和国	+15%	マレーシア	+19%	トリニダード・トバゴ	+15%
エクアドル	+15%	モーリシャス	+15%	チュニジア	+25%
赤道ギニア	+15%	モルドバ	+25%	トルコ	+15%
EU（一般税率>15%）	+0%	モザンビーク	+15%	ウガンダ	+15%
EU（一般税率<15%）	+15%-(一般税率)	ミャンマー(ビルマ)	+40%	英国	+10%
フォークランド諸島	+10%	ナミビア	+15%	バヌアツ	+15%
フィジー	+15%	ナウル	+15%	ベネズエラ	+15%
ガーナ	+15%	ニュージーランド	+15%	ベトナム	+20%
ガイアナ	+15%	ニカラグア	+18%	ザンビア	+15%
				ジンバブエ	+15%